

# 住宅宿泊事業の実施運営に関するガイドライン が改正されました

住宅宿泊事業の運営にあたり、近隣住民の理解や信頼関係の構築を促進するため、令和6年3月28日に墨田区の「住宅宿泊事業の実施運営に関するガイドライン」について、改正を行いました。住宅宿泊事業の適正な運営に向けて、ご協力をお願いします。

## 主な改正内容

- 1 事前周知説明資料の参考様式及びその見本を定めました
- 2 事前周知を行うべき内容の拡充を行いました
  - ▶ 所在地
  - ▶ 住宅宿泊事業者の住所、氏名及び連絡先  
(家主不在型の場合は委託管理業者についても同様)
  - ▶ 住宅宿泊事業を開始しようとする日
  - ▶ 住宅宿泊事業開始後の緊急時連絡先
  - ▶ 苦情への対応方法
  - ▶ 法第9条第1項に定める周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明内容
- 3 区への提出資料に、説明資料を添付することを定めました

適用日 **令和6年7月1日**



令和6年7月1日以降に届け出されるものについて適用されます。  
お早めに準備をお願いします。

【問い合わせ先・窓口】 墨田区 生活衛生課生活環境係（墨田区役所5階）  
TEL 03-5608-6939（平日：8時30分～17時まで）